

令和 7 年

亀山市教育委員会 7 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 7月定例会会議録

### 1. 日 時

令和7年7月23日（水）午後1時30分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

### 3. 出席委員

教育長	中 原 博
1番委員	大 平 雅 章
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	若 林 喜美代
4番委員	宮 村 由 久

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育部長	大 平 守
子ども未来部長（以下子ども部長）という。）	高 宮 綾 子
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻 生 俊 哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落 合 努
図書館長	高 重 京 子
子ども政策課長（以下子ども課長という。）	草 川 温 子
学校教育課主幹（兼）学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 剛
学校教育課主幹（兼）教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
学校教育課主幹（兼）教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	小野寺 順 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
子ども政策課主幹（兼）保育サポートグループリーダー	小 林 久 晃
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶

## 6. 会議録署名者指名

3番委員（若林喜美代委員）

4番委員（宮村由久委員）

## 7. 会議録の承認

6月定例会

## 8. 教育長報告

教育長（令和7年7月定例会教育長報告に基づき報告）

## 9. 議案

教育長 議案第44号「亀山市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程の制定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第44号「亀山市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程の制定について」であります。提案理由としましては、中学校における部活動の地域展開に伴い、教育公務員が部活の指導に従事しようとする場合の兼職及び兼業の許可の基準等を定めるため、亀山市立学校の教職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程を制定することについて委員の議決を求めるものです。詳細につきましては学校課長より説明いたします。

（資料に基づき説明）

大平委員 資料3ページ、(3)について、「時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が単月100時間未満又は複数月平均80時間以内となることが見込まれること」とあるが、実際、部活動は月曜から金曜まで何時間ぐらい活動しているのか。また、休日はおそらく土曜日か日曜日のどちらかだと思うが、大体何時間ぐらい行っているのか。さらには、職員の時間外職務の目標が月30時間

と以前伺ったと記憶しているが、この範疇で十分収まるという試算がなされているのか。

2点目、資料3ページ(6)の「報酬の多寡等の態様が社会通念上適当であること」とあるが、大体どの程度の想定がなされているのか。

学校課長

(3)について、現状の中学校の時間外勤務時間については30時間程度が平均値になっています。これが兼職兼業の休日部活動の地域展開がなされた場合、現在土曜日又は日曜日に勤務している時間外勤務時間が減じられるため、今までと同じぐらいの時間外勤務時間になると考えられます。兼職兼業を行ったからといって、今までの時間外勤務時間に単純に上乘せされるものではありません。現状につきましては、平日2時間以内としており、毎日行っているものではありませんし、時間内に行う活動もあるので、平日については、そこまで多くなっていません。

2点目について、(8)にある「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に活動内容等が記載されていますので、その内容を遵守していただくこととなります。報酬については、どの程度か明言できませんが、現在、国の事業を受けて実施している市町については、市町によって前後しますが、おおよそ時給単価1,500円前後が多いと伺っています。

吉岡委員

資料3ページ(7)について、「適切な保険」というのは、どのようなものを指すのか。現状も含めて伺いたい。

2点目、資料6ページに「過少申告等は絶対行わない事」とあるが、それに対する学校のチェック機能はどのようになっているのか。

学校課長

1点目、個々人の保険にかかる内容となり、またその地域クラブ活動ごとにどの保険に関わっているのかという部分までは、把握は難しいとは思いますが、いずれかの保険には加入していただくという中で、現状と同等程度の保険への加入を見込んでいます。

2点目、現状、在校時間については電子媒体によってチェックしており、時間外勤務時間も同様に行っています。地域クラブ活動の従事時間についても、部活動ガイドラインによると、地域クラブ活動の活動時間は基本的には原則3時間となっていますので、単純計算して土曜日・日曜日どちらか3時間ということになり、基本的には12時間程度の増と想定しています。チェック機能を完全に機能

させるといふ部分については、今後、実際に動き出してから進めていくことを想定しています。

宮村委員

当然地域クラブ活動と言っても、学校の先生方が協力をしていかなければならないという実態があると考えられ、今回の提案のような兼職兼業にかかる訓令は必要であることは当然理解できる。その中で、部活動の地域移行等についての亀山市の動きについてお聞きしたい。そもそも部活動は、学校教育の一環で行っているが、これが今後少なくとも土曜日・日曜日については、地域移行していくという中で、その活動は学校教育の一環ではなくなるのか。

学校課長

現状において、部活動は、学習指導要領にて学校教育活動として位置付けられています。ただし、教育課程外、いわゆる各教科外という形にはなりません。一方、地域クラブ活動に展開されると、休日に地域クラブ活動を行った場合は、学校教育活動以外、いわゆる社会体育という位置付けになります。よって、平日については学校教育活動、土曜日・日曜日については学校教育活動以外の社会体育という位置付けに変わることが大きな変更点となります。

宮村委員

そうすると土曜日・日曜日は、先生はもう教育活動ではなく、兼職、いわゆる違う場所に働きに行くという理解でいいのか。

学校課長

そのとおりです。

宮村委員

一方では、先生方の働き方改革も進んでおり、そのガイドラインの中には時間外労働時間が月45時間や80時間といった設定がなされていると思うが、この中に、従前の部活動にかかる時間外勤務時間は含まれているのか。

学校課長

現状の時間外勤務時間の中に、休日を含めた部活動指導の時間もカウントされています。

宮村委員

今はカウントされているが、今後、兼職兼業となり社会教育の方に移っていくと、その時間外勤務時間は45時間や80時間の中にはカウントされないということか。

学校課長

あくまで兼職兼業として土曜日・日曜日も部活動指導に携わりたいという教職員に関しては、兼職の地域クラブ活動としての時間外勤務時間分と、従来の時間外勤務時間の部分と足し算されます。一方、休日に部活動に関わらない方については、平日のみの時間外勤務時間となります。

- 宮村委員            ということは、先生方の働き方改革を推進していく一方で、兼職兼業の部活動する方は時間外勤務時間が増えることにならないのか。
- 学校課長            時間外勤務時間数としては、おそらく現状の時間と変わらない程度を想定しています。ただ、教職員としての働き方としては、時間内として土曜日・日曜日が省かれることになるため、純然たる教育活動の時間は減ってくると思われます。
- 宮村委員            懸念するのは、この部活動の地域移行を行うことはいいが、先生方の働き方改革を推進していく中で、このような土曜日・日曜日に兼職兼業をして協力しようという先生方にとっては、働き方改革の面から見れば、むしろ逆行するような恐れがあるのではないかという気もする。そこで、資料3ページ(3)の単月100時間未満、複数月で平均80時間の根拠は何か。亀山市独自のものか、他市町を参考としているのか。
- 学校課長            この訓令に関しては、三重県教育委員会から、ある一定程度の枠組みと形が示されており、それに倣った形としています。この第3条第3号については、「単月100時間未満又は複数月平均80時間以内」としている市町と「単月100時間未満及び複数月平均80時間以内」としている市町があるのが現状ですが、数字の根拠については、あくまで県から示された数字です。
- 宮村委員            先ほどから話のある働き方改革の中で、45時間や80時間といった数値がある。80時間というと一般的に過労死ラインとなり、それをオーバーしないように働きかけを行っていると思われるが、それよりも多い単月100時間を設定することは、やはり働き方改革に逆行しないのか。
- 学校課長            考え方になると思いますが、あくまで今までは一つの職であったのが、もう一つ兼職を認めるという考え方のもので。従来の業務とは別に、地域クラブ活動に参加するという新たな職を持つということになる足し算であり、そのダブルワークを認めるという訓令となります。
- 宮村委員            おそらく地域活動として指導していただく民間の方たちがそれほど多くはないと思われる中で、先生方が協力をして行うことは、非常に有難く貴重なことと考える。第3条第2号にもあるが、同調圧力等によって、例えば校長先生や教頭先生、地域の方から無理に頼

まれ、本人の意思に反して行うことは、まさに働き方改革には逆行すると考える。そのチェック体制をどこかでしていかなければならない。

また、第4条にある許可後の労働時間の把握についても、様式第3号には過少申告がないようにと記述されている。職員が第4条第2項に基づく提出の求めを受けたときに報告書を提出するではなく、学校長はもっと定期的にでも、例えば「半期に1回程度は報告するように」というように、求められたらするのではなく、積極的に報告をしていただき、兼職兼業に参加していただく先生方の労働環境や健康管理について考慮していく必要があるのではないかという懸念を持った。実際に運用する時は、運用しながら考えていく部分もあるため、現状こうするべきだということはないが、学校の先生方については、なかなか自分の意思だけではなく、子ども可愛さを含め、参加していこうとする方もみえると思われる。是非、健康管理等について配慮いただきたい。

若林委員

資料3 ページ(3)について、職員の中には非常に部活動が好きで、非常に熱心に部活動に携わっている方もいると考えられる。そのような方々に限って、生徒指導上重要な役割を果たしていて、部活動と密接な関係を持ちながら、少しいけない道に行きそうな生徒をうまい具合に戻すことができる。そういう先生たちは、やはり残業時間も多く、一月の残業時間が80時間に近い人たちも何人か見えると思う。その方たちがさらに行動し、地域の部活動・スポーツをしたいと思う人もいると思うが、そういった時に、単月100時間未満、複数月で80時間となると、例えば5月に100時間して、6月は60時間としても平均で80時間になるわけで、個人的なイメージとして、あつという間に超えるような気がしなくもない。部活動が好きな人は、ガンガンやりそうな気がするので心配である。第5条には許可の取消しについても記述があるが、100時間を超えた段階ですぐに取り消すわけではないと考えられるし、例えば生徒指導上のことで何か学校で問題が生じた場合、60、70、80時間の残業が発生するかもしれないとなった時に、一方で土曜日・日曜日に地域の部活動の練習試合が入っている時はゆうに100時間以上の時間外勤務になるのではないかというイメージもある。この辺りは如何なものか。

学校課長

教育委員会事務局としてもやはり同じような懸念をすべきとは思っています。そのような実態があれば、学校長の指揮系統のもと、役職又は担当の配置等への考慮も含めて、現在行っている時間外在校時間を減らしていく取り組みを行うとともに、地域クラブ活動の従事時間もしっかりと把握していただきたいと考えています。ただ、あくまで兼職であるため、本業は職務、今の教職員ということが大前提でありますので、そこはしっかりと示したいと思います。

また、先ほど宮村委員のご指摘のとおり、やりたい人がやれる環境を作るということは必要と考えます。教職員を対象として行ったアンケートによると、兼職兼業として指導したいという中学校の現職の先生は約15%となっています。教育委員会の想定よりかは、他市町の状況も含めて、あまり多くはないという現状となっています。ただ、この訓令の施行により、現状、ボランティアのような形で土曜日・日曜日のクラブ活動に関わっている方もいるので、そういう方が報酬を得られて、同じような活動ができるというメリットも若干あるのではないかと考えています

教育長

補足となるが、三重県が想定した時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計数の80時間や100時間という数字は、現時点での平均的な中学校の先生の部活動の時間、土曜日・日曜日を含めた残業時間等、様々な時間数からはじきだされたものだろうと考えられる。

宮村委員

兼職兼業で報酬が得られることは結構なことだと思う。また、資料3ページの(3)に80時間と100時間の数値が示されているが、実際の地域クラブでの活動は、ガイドラインによると、土曜日・日曜日のうちのいずれか1日の活動となり、また1回あたり3時間程度とあるため、最大でも月12時間、月によっては15時間程度と考えられる。それにプラスとして時間外在校時間、これは働き方改革のガイドラインで1か月45時間以内、年360時間以内となるため、その時間に12時間ないしは15時間程度が最大時間数としてオンされる、そのような考え方でいいのか。

学校課長

実際に生徒指導対応で、どの程度の時間を要するかは分からないものの、現状の時間外勤務時間の目標値から考えると月当たり45時間以内となるため、その時間に地域クラブ活動の従事時間が、委員がおっしゃった15時間程度とすると、月当たり60時間程度が

標準的な地域クラブ活動で兼職兼業を行った方の目標値になると想定しています。そういう意味では、単月100時間以内、複数月で平均80時間以内には収まってくるのではないかと思います。

宮村委員

時間数が収まってくるのはいいと思うが、結構余裕があるように見受けられ、単月100時間、複数月で平均80時間にすると、何かここまでは行ってもいいというラインが見えて逆に仕事が増えてしまうことがないのか懸念する。例えば、先ほどの説明にあったように、ラインを60時間未満に下げてもいいのではないかとも思う。先生方に兼職兼業は認めるものの、土曜日・日曜日と野放図にダブルワークをしていけないといったメッセージにもなると思う。単月100時間、複数月で平均80時間だと、逆にどんどん兼職兼業を行ってくださいというような逆のメッセージにもなり兼ねないのではないかと考える。

教育長

いわゆる100時間や80時間という数値は、過労死のデッドラインと一般的に言われており、この数値は絶対超えてはいけないというものである。その範囲の中で、地域での貢献や、子どもたちのスポーツ振興に寄与したい人は兼職兼業のシステムを使って行ってくださいというものであり、この数値は絶対超えてはいけないというような戒めというか、そういうものを示している。

学校課長

(3)にある時間数がクローズアップされるものの、(4)に「前号に規定する時間数の範囲内であっても、申請職員の心身の健康の確保に支障きたす恐れがないこと」とあり、あくまで時間は目安であって、職員の健康確保が大前提ではありますので、そこも踏まえて、あくまでも数値的な基準としてご理解いただきたいと思いません。

宮村委員

それから、参加する先生方は非常に熱心な方だと考えられ、兼職兼業の時間が野放図になっていかないようにする必要がある。その中で、第4条についてであるが、学校長が報告書の提出を求めたときに提出するのではなく、例えば半期に1度であるとか、定期的に報告してくださいというような形はとれないのか。

教育長

時間数の報告はしなければならないということではないのか。

学校課長

様式第3号の従事時間報告書については、毎月提出していただく形になります。ただ、先ほどの吉岡委員のご指摘のとおり、これを客観的に把握できるのかとなると、あくまで自己申告になるため懸

念はありますが、報告としては必ず学校長に提出して毎月把握する、また、それを教育委員会まで上げていただき教育委員会でも毎月チェックするという体制はとらせていただこうと考えています。

教育長 その内容に応じて、また必要に応じて学校長や教育委員会が対話を行い、問題ないかを把握するということである。確かに自己申告に誤りがあればという懸念は依然として残るが。

宮村委員 そういう意味では、様式第3号の1で「過少申告等は絶対行わないこと」とあり、4において「単月で45時間を超えたときには、許可を取り消すことがあるから十分留意しなさい」とあるので、野放図状態にはならないという理解でいいか。

学校課長 そのとおりです。

教育長 初めての取り組みであり、運用面でも改善が必要な場合には、随時対応を行っていくことになろうかと考えている。

(異議はなく、議案第44号は可決される)

教育長 議案第45号「亀山市学校医の委嘱について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第45号「亀山市学校医の委嘱について」であります。提案理由としましては、一般法人亀山医師会より、学校医変更の申出があったため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和7年8月1日付で亀山市学校医に委嘱することについて、委員の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第45号は承認される)

## 10. 報告事項

教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項2「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

- 教育長 報告事項3「井田川幼稚園とみずほ台幼稚園との統合後の園舎について」説明を求める。
- (子ども政策課長詳細説明)
- 宮村委員 統合の園舎の考え方について説明いただいたが、今後の地元説明や議会報告等はどうのような段取りとなるのか。
- 子ども部長 今回の報告を経た後、全庁的な決裁を行い、決定事項という形で議会等への報告をしていきたいと思ひます。
- 宮村委員 地元については如何か。資料の井田川幼稚園とみずほ台幼稚園の比較の中に騒音についても記述がなされており、地元に対して懸念があるというようなことも報告されていたが、地元自治会等への対応はどうのように行ふのか。
- 子ども部長 園舎等について決定がなされた後、広報等を通じて来年度の園児募集を行うこととしています。それに合わせて自治会等にも説明させていただきたいと思ひます。
- 宮村委員 保育園を含め新規の整備を行うと、地元からの意見も様々出てくるという過去の経緯もある。今回は既存の施設を合併するもので、そのような意見は出ないかもしれないが、地元についても慎重に対応した方がいいのではないかと考え質問させていただいた。
- 若林委員 実際目指していくのは認定こども園の整備であり、今回はとりあえず2つの幼稚園を統合して、3～5歳の子どもたちについて対応を行うということかと理解する。その中で、いずれ認定こども園になっていくことを考えた時に、給食施設や3歳未満の子どもたちの受入れを考えると今の園舎では難しいのではないかと思ひう。隣接した学童保育所や公園があるので、そのような施設と合わせて検討していくのかという印象を受けた。
- また、駐車場について、井田川小学校もいっばいで学校の職員は運動場に停めている状況がある中で、対応出来るのかと懸念する。そこまで多い人数ではない従来の方達の人数枠なので、問題ないのかもしれないが、考え方について伺いたい。
- 子ども部長 委員ご指摘のとおり、亀山市子ども・子育て支援事業計画では、認定こども園化を基本としており、井田川地区にも認定こども園を設置するという長期的な方向性を示しています。ただ、今

回は公立幼稚園の園児の減少が著しいということで、まずは同じ校区内で隣接する井田川幼稚園と園児数の少ないみずほ台幼稚園を統合するものです。ただ、更には他の公立幼稚園についても今後の在り方については検討していかなければならないと認識しています。また、公立幼稚園だけではなく、保育所についても施設の老朽化もあるので、全体的な施設の最適化を考え、今年度再編方針を改訂していく予定です。

また、駐車場については、委員ご指摘のとおり、井田川小学校の職員の増加に伴い、駐車場がいっぱいになっていることは把握しています。一方、井田川幼稚園については、統合しても一時期の井田川幼稚園のような最大枠いっぱいでの入園の抽選も行っていった時のようなことはなく、園児数・保護者数も減っている状況です。また、駐車場利用については、常時駐車するものではなく、送迎時に、小学校体育館前の駐車場をお借りしているという形がありますので、対応出来るのではないかと考えています。みずほ台幼稚園については、少し離れた民間の駐車場をお借りしているので、総合的に考えると井田川幼稚園の方が望ましいと判断しています。

教育長 耐震工事について、平成18年に耐震工事が完了しているところがあるが、もうこれ以上の整備は必要ないということか。

子ども課長 耐震工事は実施済みということで問題ありません。

教育長 今回の内容を以て、議会等にも説明するということであるが、手続きについては如何か。

子ども部長 議会に説明させていただくとともに、園児募集時に併せて、広報等で市民の皆様にも周知させていただく予定です。

教育長 みずほ台幼稚園が完全になくなるのは何時か。

子ども部長 令和9年度に統合を予定していますが、園名については現時点では決定していません。みずほ台幼稚園の名が残る可能性もあります。

教育長 令和9年度に統合であるため、来年度中にそのような手続きの動きがあるということで理解した。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項4「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求め  
める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

教育長 報告事項5「教育委員会行事及び予定について」説明を求め  
る。

(総務課長、学校課長、生涯課長、図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる)

報告事項6「後援事業について」資料確認

## 1 1. その他

教育部長 総合教育会議について

総務課長 三重県市町教育委員会教育委員等研修会について

## 1 2. 閉会

午後14時50分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員